

保護者の皆さまへ

藤岡市長 新 井 雅 博
(健康福祉部子ども課)

保育所（園）、認定こども園への登園自粛要請の延長について

国内において、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続き、政府において緊急事態宣言の延長が検討されているなか、4月23日群馬県より、5月31日までの県立学校の休校延長と、県内市町村立学校において同様の対応を取るよう要請することが発表されました。

本市では、市内認可保育所（園）及び認定こども園について、4月14日から5月6日までの間、登園自粛を要請しておりました。しかしながら、県内外における感染の収束が見えない状況があり、子どもたちとその家族、施設その他関係者の命と健康を守る観点から、登園自粛要請の期間を、下記のとおり延長することといたします。

保護者の皆さまにおかれましては、本要請の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

記

1 登園自粛の要請期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで【延長】

2 要請の対象

市内認可保育所（園）及び認定こども園に在籍する児童の保護者

3 保育の考え方

原則、上記の要請期間内は、可能な限り登園を自粛してください。

ただし、保護者の勤務の都合等により、家庭での保育ができない場合は、引き続き受入れができるよう、市から各施設へ保育の実施を要請します。

4 利用者負担額（3号認定子どもの保育料）の考え方

登園自粛要請によって欠席された日数に応じ、日割で計算し、後日還付処理を行う予定です。

保護者に皆さまにおかれましては、保育料を一旦お支払いいただきますようご協力をお願いいたします。 【計算式】日割保育料＝利用者負担額×登園日数÷25日

5 通知、情報の配信

市ホームページ等により情報を配信します。

担当：子ども課児童福祉係
電話：0274-40-2385（直通）